

【願書受付提出書類等】

* 次の書類等に不備がある場合は、受け付けません。

* 太字下線のものは全員必要です。

<p>1. 調理師試験受験願書 (別紙様式1)</p>	<p>黒のボールペン又はペンで、専用の用紙の枠内に受験者本人が記入してください。消せるボールペンは不可。</p>
<p>2. 履歴書 (別紙様式2)</p>	
<p>3. 写真 (撮影後6か月以内のもの)</p>	<p>大きさは縦6cm×横4.5cmで、正面向き、脱帽、上半身像、背景無地で、顔がはっきりと写っているもの。裏面に氏名、生年月日を記入して「別紙様式4 調理師試験受験通知書」に貼り付けてください。(スナップ写真は不可、白黒、カラーのどちらでも良い)</p>
<p>4. 中学校以上の卒業証書 又は卒業証明書 ※ 卒業証書の場合、原本(確認後返却します)と写し</p>	<p>中学校、高等学校、専修学校の高等課程又は専門課程、短期大学、大学のいずれかのものを持参してください。 * 日本語以外で記載された卒業証明書もしくは卒業証書を提出する場合は、日本語に訳したものを別途提出してください。 * 最終学歴が小学校又は外国人学校の場合は、事前にお問い合わせください。 * 卒業証書がない場合は、卒業した学校か教育委員会にお問い合わせいただき、卒業証明書の発行を受けてください。</p>
<p>5. 戸籍抄本(又は謄本) (発行後6か月以内のもの) ※ 原本(確認後返却します)</p>	<p>* 卒業証書(卒業証明書)の「氏名」が現在の氏名と同じ場合は、必要ありません。 * 卒業証書(卒業証明書)の「氏名」が現在の氏名と異なる場合は、従前戸籍等により、変更事項が確認できる戸籍抄本(又は謄本)を持参してください。</p>
<p>6. 調理業務従事証明書 (別紙様式3) ※ 山梨県の今年度試験用の指定様式を使用すること</p>	<p>施設長(注)が証明すること。受験者は記入できません。 * 記入方法は「調理業務従事証明書」の記入上の注意をよく読み、記入してください。消せるボールペンは不可。 * 施設長とは、【受験資格】2で示した施設の店長(正規職員である支店長)、社長、代表取締役、学校長、福祉施設長、保育園長、理事長、病院長、事業所長、支配人等を指します。</p>
<p>7. 証明者の印鑑登録証明書 (発行後3か月以内のもの)</p>	<p>「調理業務従事証明書」の証明者が、所属する会社名と役職名が印影から確認できない登記印を使用する場合や、個人の実印で証明する場合は、提出してください。(「調理業務従事証明書」の記入上の注意【記入手順】10参照)</p>
<p>8. 食品営業許可指令書(食品営業許可証)の写し</p>	<p>* 県外の飲食店関係営業施設で調理業務に従事した場合は、6. 調理業務従事証明書に記載された営業施設を所管する保健所長が発行した食品営業許可指令書(食品営業許可証)の写しを提出してください。</p>
<p>9. 調理師試験受験通知書 (別紙様式4)</p>	<p>* 印の部分のみ記入し、切り取らずに提出してください。 消せるボールペンは不可。</p>
<p>10. 受験手数料</p>	<p>6,100円 (山梨県収入証紙) * 山梨県収入証紙は、山梨中央銀行の他、各保健福祉事務所(保健所・中北保健所峡北支所)内食品衛生協会でも取り扱っています。 * 一度納入された手数料は、受験申し込みを取り消し、又は受験しなかった場合でも返還しません。</p>

- 平成27年度山梨県調理師試験受験通知書を有する方は、当該通知書を提出することにより、上記4及び6を省略することができます。なお、平成27年度の受験票と現在の氏名が異なる場合は、戸籍抄本(発行後6ヶ月以内)を添付してください。